

屋内温水プール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

屋内温水プール条例の一部を改正する条例

屋内温水プール条例（平成5年岩手県条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
個人使用の場合の利用料金の上限額				個人使用の場合の利用料金の上限額			
区 分		高等学校生 徒及び学生	一 般	区 分		高等学校生 徒及び学生	一 般
50メートル プール及び ファミリー プール	普通利用料金（1回につき）	円 <u>360</u>	円 <u>460</u>	50メートル プール及び ファミリー プール	普通利用料金（1回につき）	円 <u>370</u>	円 <u>470</u>
	夜間利用料金（17時以後の使用 1回につき）	<u>140</u>	<u>200</u>		夜間利用料金（17時以後の使用 1回につき）	<u>150</u>	<u>210</u>
	回数利用料金（5回につき）	<u>1,410</u>	<u>1,870</u>		回数利用料金（5回につき）	<u>1,440</u>	<u>1,910</u>
	団体利用料金（10人以上の団体 の場合1人1回につき）	<u>290</u>	<u>380</u>		団体利用料金（10人以上の団体 の場合1人1回につき）	<u>300</u>	<u>390</u>
トレーニン グループ	普通利用料金（1回につき）	<u>120</u>	<u>170</u>	トレーニン グループ	普通利用料金（1回につき）	<u>130</u>	<u>180</u>
	[略]				[略]		
	回数利用料金（5回につき）	<u>500</u>	<u>690</u>		回数利用料金（5回につき）	<u>510</u>	<u>710</u>
	団体利用料金（10人以上の団体 の場合1人1回につき）	[略]	<u>130</u>		団体利用料金（10人以上の団体 の場合1人1回につき）	[略]	<u>140</u>
[略]				[略]			
別表第3（第6条関係）				別表第3（第6条関係）			
貸切使用の場合の利用料金の上限額				貸切使用の場合の利用料金の上限額			

(50メートルプール)

区 分		料金を徴収しない場合	料金を徴収する場合
貸切利用の利用料金 (1時間までごとに)	土曜日及び休日	円 <u>8,020</u>	円 <u>16,070</u>
	その他の日	<u>6,690</u>	<u>13,390</u>
[略]			

[略]

(50メートルプール)

区 分		料金を徴収しない場合	料金を徴収する場合
貸切利用の利用料金 (1時間までごとに)	土曜日及び休日	円 <u>8,210</u>	円 <u>16,460</u>
	その他の日	<u>6,850</u>	<u>13,710</u>
[略]			

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。